

ふるさと寄附金ワンストップ特例制度

市町村民税・道府県民税寄附金税額控除に係る申告特例申請書の提出について

ふるさと寄附金ワンストップ特例制度をご利用するためには、申請書、①個人番号確認書類、②本人確認書類の提出が必要となっております。

記入例を参考に、必要事項を記入の上、寄附をした年の翌年1月10日必着でかつらぎ町までご提出ください。後日、受付済書をメールまたは郵送にて当町から送付します。

提出期限：寄附した年の翌年1月10日必着

①と②の書類について

平成28年1月よりマイナンバー法の施行により、申請書等への個人番号の記載の追加、①個人番号確認と②本人確認のため、各種書類の提出が義務付けられました。下記3パターンから該当するものを選択し、申請書とともに送付してください。

	①個人番号確認の書類	②本人確認の書類
個人番号(マイナンバー)カードをお持ちの方	個人番号カードの表面のコピー	個人番号カードの裏面のコピー
個人番号(マイナンバー)カードをお持ちでない方	通知カードのコピー	いずれかのコピー※ 顔写真ありの場合は1点 顔写真なしの場合は2点
個人番号(マイナンバー)カードも通知カードもお持ちでない方	個人番号が記載された住民票のコピー	いずれかのコピー※ 顔写真ありの場合は1点 顔写真なしの場合は2点

※以下のものを提出してください。

- ・顔写真付きの本人確認書類(氏名、生年月日または住所が表示されている以下のものから1点)
運転免許証／運転経歴証明書／旅券(パスポート)／身体障害者手帳／精神障害者保健福祉手帳／療育手帳／在留カード／特別永住者証明書／官公署から発行・発給された書類その他これに類する書類
- ・顔写真なしの本人確認書類(顔写真付きの本人確認書類の提出が困難な場合)
(氏名、生年月日または住所が表示されている以下のものから2点)
健康保険の被保険者証／地方税等公的支払の領収書／納税証明書／印鑑登録証明書／住民票の写し／住民記載事項証明書／母子健康手帳 など

